

# INSIDES 利用約款 変更点一覧

2022 年 3 月 24 日改定

条項	変更前	変更後	変更のポイント
第 1 条 1 項	INSIDES 利用約款（以下「本約款」という）は、利用者および利用を希望する者（以下あわせて「甲」という）が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「乙」という）が提供する次条に定める INSIDES を利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。	INSIDES 利用約款（以下「本約款」という）は、利用者および利用を希望する者（以下あわせて「甲」という）が株式会社リクルートマネジメントソリューションズ（以下「乙」という）の提供する次条に定める INSIDES を利用するにあたり、甲および乙が遵守すべき事項を定めたものである。	表現の修正
第 2 条 1 項	INSIDES とは、インターネット上で、アンケート調査の実施、WEB レポートの閲覧・ダウンロード、WEB レポートに関する相談等を行なうことができるサービスをいう。	INSIDES とは、インターネット上で、 <u>甲の従業員に対するアンケート調査の実施、アンケート結果に関する WEB レポートの閲覧・ダウンロード、WEB レポートに関する相談等を行うことができるサービスおよびその他当該サービスに関連付随するサービス（乙が提供するまたは取り扱うサービスの提案、INSIDES の品質の改善やその他の利用条件の最適化、これらに必要な統計情報や属性情報の作成等を含むが、これらに限られない）</u> をいう。	サービスの実態に合わせてより詳細に記載
(新第 2 条 2 項)	-	INSIDES は、甲が法人であることを前提とするものであり、甲は、自己が法人であることについて保証する。	第 5 条 1 項より移動
第 2 条 2 項 (新第 2 条 3 項)	乙は、次条の定めにより成立した契約の相手方である甲に対して、INSIDES を提供する。	乙は、次条の定めにより成立した契約の相手方である甲に対して、INSIDES を提供する。	新第 2 条 2 項の挿入に伴う条文番号の変更
(新第 2 条 4 項)	-	甲は、甲の費用と責任において、乙が別途定める <u>INSIDES 利用のためのシステム環境を整える。</u>	第 5 条 3 項より移動
第 2 条 3 項 (新第 2 条 5 項)	乙は、INSIDES の内容を随時変更（コンテンツおよび機能の追加および修正等を含むがこれらに限られない）することができる。	乙は、INSIDES の内容を随時変更（コンテンツおよび機能の追加および修正等を含むがこれらに限られない）することができる。	新第 2 条 2 項および 4 項の挿入に伴う条文番号の変更
第 3 条	（ <u>契約の成立、延長および終了</u> ） 1. INSIDES の利用に関する契約は、システム利用のためのシステム基本契約およびサービス利用のための ID 購入に関するサービス利用契約からなり、乙は、両契約に基づいて INSIDES の各機能を甲に提供する。 2. 甲が、乙のホームページより INSIDES の ID 購入を初めて申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示が甲に到達することをもって、甲乙間に INSIDES のシステム基本契約および初回のサービス利用契約が成立する。 3. <u>前項により購入した ID の有効期間は、各月 1 日から 15 日の間にサービス利用契約が成立した場合は当該月の 1 日から 1 年間、各月 16 日から月末の間にサービス利用契約が成立した場合は当該月の 16</u>	（ <u>契約の成立および終了</u> ） 1. INSIDES の利用に関する契約は、システム利用のためのシステム基本契約およびサービス利用のための ID 利用契約からなり、乙は、両契約に基づいて INSIDES の各機能を甲に提供する。 2. 甲が、乙のホームページより、 <u>本約款に同意し必要事項を記載のうえ INSIDES のシステム利用を申し込み、乙が、乙の定める取引基準に合致すると判断した場合において、乙による承諾の意思表示（甲に対する管理者 ID の発行通知を含む）</u> が甲に到達することをもって、甲乙間にシステム基本契約が成立する。 <u>システム基本契約は、ID 利用契約の終了（第 5 項に定める新たな ID 利用契約が存在する場合、当該新 ID 利用契約の終了をいう）または ID 利用契約が締結されないまま 1 年が経過することをもって終了す</u>	契約の成立および終了について、新サービスの内容に合わせて変更

	<p>日から 1 年間とし、ID の有効期間の終了日がシステム基本契約およびサービス利用契約の終了日となる。</p> <p>4. 甲が ID の有効期間中に ID を追加購入した場合、追加購入した ID の有効期間は前項と同様とし、追加購入した ID についてのサービス利用契約は当該 ID の有効期間の終了日をもって終了し、システム基本契約の契約期間は追加購入した ID の有効期間の終了日まで延長される。</p> <p>5. すべての ID の有効期間の終了日をもってシステム利用基本契約が終了する。</p> <p>6. 甲が項目追加オプションを購入した場合、システム利用基本契約が終了するまで当該オプションは有効となる。ただし、甲が当該オプションを解約する場合は、解約申し出より 3 か月後の月末日をもって当該オプションは終了する。</p>	<p>る。</p> <p>3. 甲は、INSIDES のサービスを利用する場合、必要な ID の数（ただし、別途乙が定める最低利用数を満たすものとする）および利用期間の終期を明らかにして、システム基本契約の契約期間中に、INSIDES のシステムより、乙に対し ID の利用を申し込むものとする。ID の利用期間は、申込完了日を始期とし、申込完了日の属する月の初日から数えて 12 ヶ月以上 23 ヶ月以下の間で、甲が 1 ヶ月単位で設定した期日を終期とする。甲の申し込みの意思表示が乙に到達した時点で、甲乙間に当該利用期間を契約期間とする ID 利用契約が成立する。</p> <p>4. 甲は、前項に定める ID 利用契約の契約期間中に、必要な追加 ID の数を明らかにして、INSIDES のシステムより、乙に対し追加 ID の利用を申し込むことができる。追加 ID の利用期間は、申込完了日を始期とし、前項に定める ID 利用契約の終期と同一の期日を終期とする。甲の申し込みの意思表示が乙に到達した時点で、甲乙間に当該利用期間を契約期間とする追加 ID の利用に関する ID 利用契約が成立する。甲がさらに追加 ID の利用を申し込む場合も同様とする。</p> <p>5. 甲は、前二項に定める ID 利用契約の終了後も ID を利用する場合、当該 ID 利用契約の契約期間中の別途乙が定める日以降、当該 ID 利用契約の終了後における ID の利用を申し込むことができる。ただし、第 3 項の定めにかかわらず、ID の利用期間の始期は、当該 ID 利用契約の終了日の翌日とする。甲の申し込みの意思表示が乙に到達した時点で、甲乙間に当該利用期間を契約期間とする新たな ID 利用契約が成立する。</p> <p>6. 甲は、前三項に定める ID 利用契約の成立後、契約期間を変更したり、契約の一部または全部を解約したりすることはできない。ただし、前項に定める新たな ID 利用契約については、甲がこれを申し込むことができる期間のうち、乙が別途定める期間においてはこの限りではない。</p>	
第 5 条	<p>(INSIDES の利用)</p> <p>1. INSIDES は、甲が法人であることを前提とするものであり、甲は、INSIDES の利用にあたり自己が法人であることを保証する。</p>	<p>(ID の利用)</p> <p>1. 甲は、メールアドレス等の乙が別途定める事項を登録することで、INSIDES を利用する甲の従業員に ID を割り当てる（甲が ID を割り当てた当該従業員</p>	<p>・第 1 項を新第 2 条 2 項に移動</p> <p>・第 3 項を新第 2 条 4 項に移動</p>

	<p>2. 甲は、INSIDESを利用する甲の従業員に、IDおよびメールアドレス等の乙が別途定める事項（以下「ID等」という）を割り当てて登録するとともに（甲がID等を割り当てて登録した当該従業員を、以下「ユーザー」という）ユーザーが利用可能な機能を自ら設定した後、ユーザーに対して、INSIDESが利用可能になったことを通知する。</p> <p>3. 甲は、ユーザーがINSIDESを利用できるよう、乙が別途定める推奨環境を満たす通信機器を甲の費用と責任において用意する。</p>	<p>を、以下「ユーザー」という）とともに、ユーザーが利用可能な機能を設定した後、ユーザーに対して、INSIDESが利用可能になったことを通知する。</p> <p>2. 甲は、ユーザーに対するIDの割り当てを解除し、当該IDを前項に従い他のユーザーに割り当てることができる。なお、IDの割り当てを解除してもINSIDESの利用中は当該ユーザーのデータは保管されるが、割り当ての解除を取り消したり、当該ユーザーのデータを新たなIDに割り当てたりすることはできない。</p> <p>3. 乙は、ユーザーの行為を甲の行為とみなす。</p>	<p>・IDの利用について、新サービスの内容に合わせて変更</p> <p>・第8条6項より、一部文言を新第3項に移動</p> <p>・表現の修正</p>
第6条1項	INSIDESの利用にかかる対価（以下「利用料」という）は乙のホームページにおいて甲が指定したIDの利用期間およびユーザーID数により定められた金額および甲の選択したオプションサービスの金額とする。	INSIDESの利用にかかる対価（以下「利用料」という）は、ID利用契約において定めたID利用料金をいい、各月の月末時点において有効なID利用契約を元に算出される金額とする。	利用料について、新サービスの内容に合わせて変更
第6条2項	乙は、甲に対し、各月の利用料を毎月末締めにて消費税相当額とともに速やかに請求する。	乙は、甲に対し、各月の利用料を毎月末締めにて消費税相当額とともに速やかに請求する。甲は、乙より請求を受けた金額を、乙が別途定める期日までに乙の定める銀行口座へ振り込むことにより支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。	第6条3項の文言を追加
第6条3項 (削除)	甲は、前項の請求を受けた金額を、乙が別途定める期日までに乙の定める銀行口座へ振り込むことにより支払う。なお、振込手数料他事務手数料は甲の負担とする。	-	第6条2項に移動
第6条4項 (新第6条3項)	利用料は、いかなる理由によっても減額または返金されない。ただし、乙が別途定めるキャンセル規定に該当する場合はこれに従う。	利用料は、いかなる理由によっても減額または返金されない。	キャンセル料について、新サービスの内容に合わせて削除
第8条4項	甲が、INSIDESを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたいうで、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出る。なお、乙は、当該第三者がINSIDESの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めない。	甲が、INSIDESを利用するにあたり、甲が行うべき作業等を第三者に代行させる場合、甲は、当該第三者に本約款における甲と同等の義務を負わせたいうで、乙が別途定める手続きに従い乙に申し出る。なお、乙は、当該第三者がINSIDESの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当該第三者の作業代行を認めないことができる。	表現の修正
第8条6項	甲は、ユーザー、従業員または本条第4項に定める第三者（以下「ユーザー等」という）の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、乙は、ユーザー等の行為を甲の行為とみなす。ユーザー等が本約款に定める義務に違反した場合、甲は、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。	甲は、ユーザー、従業員または第4項に定める第三者（以下「ユーザー等」という）の行為であることを理由に本約款に定める義務に関する責任を免れることはできず、ユーザー等が本約款に定める義務に違反した場合、乙または第三者に対してこれに起因する損害等に関する一切の責任を負う。	<p>・一部文言を新第5条3項に移動</p> <p>・表現の修正</p>
第9条1項	甲およびユーザーは、INSIDESにおいて用いる甲およびユーザーのID等を厳重に管理し、第三者に譲渡、	甲は、INSIDESにおいて用いる甲およびユーザーのIDおよびパスワード（以下「ID等」という）を厳重に	より正確な表現に修正

	貸与、開示等してはならない。	管理し、またユーザーに管理させる義務を負い、第三者に譲渡、貸与、開示等してはならない。	
第 13 条	乙は、甲およびユーザーによる INSIDES の利用に関するデータ（INSIDES に関し送信または開示等したコメントおよび回答、INSIDES の閲覧履歴ならびに利用履歴を含むがこれらに限られない）を分析、解析した後、甲およびユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計データ、属性情報等を作成し、当該統計データ、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、甲はこれを承諾する。なお、当該利用は、乙の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに乙の INSIDES および新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含むが、これらに限られない。	乙は、INSIDES の提供のため、甲による INSIDES の利用に関するデータ（INSIDES に関し送信または開示等したコメントおよび回答、INSIDES の閲覧履歴ならびに利用履歴を含むがこれらに限られない）をもとに、甲およびユーザーを識別、特定できないように加工、集計した統計情報、属性情報等を作成することができる。また乙は、作成された当該統計情報、属性情報等を何らの制限なく利用することができ、甲はこれを承諾する。なお、当該利用は、乙の顧客への提案および報告、広報、宣伝、分析および研究ならびに乙の INSIDES および新規サービスに関する検討および開発のために行われる利用を含むが、これらに限られない。	より正確な表現に修正
第 14 条 1 項	甲による INSIDES の契約期間終了日以降の INSIDES 上のデータ（以下「過去データ」という）の保管期間については、乙が内規にて別途定める。	甲による INSIDES の利用が終了した後の INSIDES 上のデータ（以下「過去データ」という）の保管期間については、乙が内規にて別途定める。	表現の修正
第 19 条	甲は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明する。かかる表明に違反した場合には、乙と交わした全契約の解除を異議なく受け入れる。	<p>1. 甲および乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。</p> <p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>(3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>2. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。</p>	<p>・確約内容をより詳細に記載</p> <p>・甲乙双方の確約となるよう修正</p>

		<p>(1)暴力的な要求行為</p> <p>(2)法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5)その他前各号に準ずる行為</p>	
第 20 条 1 項	乙は、INSIDES の提供に関して、乙が故意または重過失により甲に損害を与えたと甲が客観的資料を用いて立証した場合に限り、甲に対してその直接かつ通常の損害を賠償する義務を負う。なお、乙がかかる義務を負う場合であっても、賠償金額の上限を該当する INSIDES に関する支払い済みの利用料相当額とし、賠償すべき期間を INSIDES の利用後 1 年間に限る。	乙は、INSIDES の提供に関して、乙が故意または重過失により甲に損害を与えたと甲が客観的資料を用いて立証した場合に限り、甲に対してその直接かつ通常の損害を賠償する義務を負う。なお、乙がかかる義務を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲をその直接かつ通常の損害とし、賠償金額の上限を該当する ID 利用契約に関する支払い済みの利用料相当額とする。また、乙が賠償すべき期間は当該 ID 利用契約の終了後 1 年間に限る。	<p>・賠償の範囲について明記</p> <p>・表現の修正</p>
第 20 条 2 項 1 号	INSIDES の一部または全部が、日本以外の国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲に損害が生じた場合	甲が INSIDES を日本以外の国または地域において利用した場合において、INSIDES の一部または全部が、当該国または地域における法令、慣習等に抵触したことにより、甲またはその他の第三者に損害が生じた場合	<p>・より正確な表現に修正</p>
第 20 条 2 項 5 号	甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、甲の利用する回線の混雑、回線の障害、機器の障害等により、甲が INSIDES を利用できない場合	甲が乙の指定したシステム環境を整えないこと、回線の混雑、回線障害、通常講ずるべき対策では防止できないコンピュータ機器の障害、通信アプリケーションサービスやソフトウェアの不備・不調、甲のコンピュータスキルの不足等により、甲が INSIDES を利用できない場合	<p>・例示内容をより詳細に記載</p> <p>・表現の修正</p>
第 21 条	乙は、戦争、暴動、ストライキ、火災、天変地異、その他合理的支配を越える事由による INSIDES の停止、遅延等について、その責任を負わない。	乙は、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制等、乙のコントロールの及ばないあらゆる原因により、INSIDES の提供に履行遅滞または不履行が生じた場合、甲に対して何ら責任を負わないものとする。	<p>不可抗力の内容をより詳細に記載</p>
第 22 条	<p>1. 乙は、甲に以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 3 条に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じる。</p> <p>(1)本約款に違反したとき</p> <p>(2)乙の定める取引基準に合致しないと乙が判断した</p>	<p>1. 甲および乙は、以下の各号に該当する事由が生じた場合、第 3 条に基づき成立した契約を解除することができる。ただし、当該解除の効力は将来に向かって生じる。</p> <p>(1)相手方が本約款に違反したとき</p> <p>(2)乙が、甲について、乙の定める取引基準に合致し</p>	<p>・甲乙双方の解除事由となるよう修正</p> <p>・より正確な表現に修正</p>

	<p>とき</p> <p>(3)支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき</p> <p>(4)公租公課を滞納したとき</p> <p>(5)差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき</p> <p>(6)破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき</p> <p>(7)信用に不安が生じたとき</p> <p>2. 甲が本約款に違反して乙または第三者に損害を与えた場合、甲は、その損害を賠償する義務を負う。</p>	<p>ないと判断したとき</p> <p>(3)相手方が支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき</p> <p>(4)相手方が公租公課を滞納したとき</p> <p>(5)相手方が差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力による処分を受けたとき</p> <p>(6)相手方に破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がなされたとき</p> <p>(7)相手方の信用に不安が生じたとき</p> <p>2. 甲が本約款に違反して乙に損害を与えた場合、甲は、乙に対しその損害を賠償する義務を負う。</p>	
<p>第 23 条 (削除)</p>	<p>1. <u>INSIDES を利用するにあたり、甲は、ユーザーが乙への問い合わせ等を行う際、乙に甲の機密情報を開示することについて、乙が、第 11 条に定める機密保持義務を除き、その責任を負わないこと</u>にあらかじめ同意する。</p> <p>2. 甲は、乙が自社の媒体（ホームページ、イベント関連資料等を含むがこれらに限られない）に甲の社名およびロゴを表示することができることにあらかじめ同意する。</p>	-	<p>・第 1 項について、第 11 条により不要と判断し削除</p> <p>・第 2 項について、運用変更に伴い削除</p>
<p>第 24 条 (新第 23 条)</p>	<p>本約款に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は、法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈され、また、本約款のその他の条項の効力には何らの影響を与えない。</p>	<p>本約款に定めるいずれかの条項が管轄権のある裁判所により無効である旨判断された場合には、かかる条項は、法律が許容する限りで、本来の条項の趣旨を最大限実現するように変更または解釈され、また、本約款のその他の条項の効力には何らの影響を与えない。</p>	<p>第 23 条の削除に伴う条文番号の変更</p>
<p>第 25 条 (新第 24 条)</p>	<p>甲および乙は、本約款に定めのない事項が生じた場合、または本契約の内容に疑義が生じた場合、お互い誠意をもって協議し、その解決を図る。</p>	<p>甲および乙は、本約款に定めのない事項が生じた場合、または本契約の内容に疑義が生じた場合、お互い誠意をもって協議し、その解決を図る。</p>	<p>第 23 条の削除に伴う条文番号の変更</p>
<p>第 26 条 (新第 25 条)</p>	<p>(準拠法および管轄)</p>	<p>(準拠法および管轄裁判所)</p>	<p>・表現の修正</p> <p>・第 23 条の削除に伴う条文番号の変更</p>
<p>第 27 条 (新第 26 条)</p>	<p>第 3 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第 7 条（知的財産権の帰属）、第 8 条（禁止行為および甲の義務等）、第 11 条（機密情報の保持）、第 12 条（個人情報の保護）、第 13 条（データ等の利用）、第 14 条（個人情報の保管および廃棄等）、第 17 条（本約款の変更）、第 18 条（権利義務の譲渡禁止）、第 19 条（反社会的勢力の排除）、第 20 条（乙の損害賠償および免責）、第 21 条（不</p>	<p>第 3 条に基づき成立した契約につき、その期間が満了し又は解除された場合であっても、第 7 条（知的財産権の帰属）、第 8 条（禁止行為および甲の義務等）、第 11 条（機密情報の保持）、第 12 条（個人情報の保護）、第 13 条（データ等の利用）、第 14 条（個人情報の保管および廃棄等）、第 17 条（本約款の変更）、第 18 条（権利義務の譲渡禁止）、第 19 条（反社会的勢力の排除）、第 20 条（乙の損害賠償および免責）、第 21 条（不可抗</p>	<p>第 23 条の削除に伴う条文番号の変更</p>

	可抗力)、第22条(契約の解除および甲の損害賠償)、第23条(甲の同意)、第24条(分離条項)、第25条(協議解決)、第26条(準拠法および管轄)および本条の定めは、引き続きその効力を有する。	力)、第22条(契約の解除および甲の損害賠償)、第23条(分離条項)、第24条(協議解決)、第25条(準拠法および管轄裁判所)および本条の定めは、引き続きその効力を有する。	
- (新 付則)	-	<u>2022年3月23日以前に成立したINSIDESの利用に関する契約には、その終了まで、2022年3月23日時点のINSIDES利用約款が適用されるものとする。ただし、項目追加オプションの利用に関する契約は、当該機能がINSIDESの標準機能となることから、2022年3月23日をもって終了し、以降は当該機能を無償で利用できるものとする。</u>	現サービスの利用顧客に関する対応について付則として明記